

地域の夏祭り ～後編～

9月号に引き続き、香南市内で8月下旬～9月上旬に開催された夏祭りの一部をご紹介します。

8.23 田園祭



8.24 かとり神社夏祭り



9.7 手結山地区夏祭り



ワクチン定期接種 が始まります

インフルエンザおよび新型コロナに対するワクチンの最も大きな効果は「重症化」を予防することです。そのため、インフルエンザや新型コロナにかかると重症化しやすい方が定期予防接種の対象となっています。



こうなん
元気

問い合わせ
健康対策課
☎ 50-3011

	インフルエンザワクチン	新型コロナワクチン
対象者	香南市に住民登録があり、接種日に以下の①または②に該当する方 ① 65歳以上の方 ② 60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方（身体障害者手帳1級相当）	
実施期間	令和7年10月1日(水) ～令和7年12月31日(水) ※医療機関の休診日は除く	令和7年10月1日(水) ～令和8年3月31日(火) ※医療機関の休診日は除く
接種回数	実施期間内に1回	
接種料金 (自己負担)	1,100円 ※個別の通知はありません	5,100円 ※接種料金は令和6年度の3,300円から上がります ※個別の通知はありません
	※定期接種に該当しない方や接種期間外での接種は任意接種(全額自己負担)となりそれぞれの医療機関で費用が異なりますので、ご希望の医療機関にご確認ください ※予診票は医療機関にあります ※受診の際は本人確認できるものをご持参ください(マイナ保険証、運転免許証等)	

生活保護を受給している方へ

自己負担金の免除制度があります。必ず接種前に健康対策課(市役所2階)または各支所にて申請を行ってください。

免除申請は原則、本人または本人から委任を受けた代理人(同一世帯以外の方は委任状が必要)とし、本人および代理人の確認ができる書類(保護受給証、診察券等)の提示が必要です。



予防接種健康被害救済制度について

一般的に、ワクチン接種では、一時的な発熱や接種部位の腫れ・痛みなどの、比較的良好に起こる副反応以外にも、副反応による健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が生じることがあります。極めて稀ではあるものの、なくすることができないことから、救済制度が設けられています。



香南市ホームページ

